と認めたる時は臨時大會を召集することを得

第六條　黨大會の代議員は支部及府縣支部聯合會により選出するものとし其の選出比率は別に定むる所に依る

第七條　黨大會は代議員三分の一以上出席するに非ざれば議決する事を得ず

第八條　黨大會の議事は出席代議員の過半數を以て決す

第九條　黨大會は中央執行委員長一名中央執行委員若干名を選出するものとす

但し中央執行委員は地方支部聯合會又は必要ある時は支部を選出區として選出す　其の選出の比率は別表の定むる所に依る、必要ある場合には大會は以上の規定に依らずして選出する事を得

黨大會は書記長及會計各一名を選出す

第二節　中央執行委員會

第十條　中央執行委員會は次期大會に至るまでの最高機關にして大

財團法人協調會大阪支所
關西經濟聯合會蔵書

會を經ざる時は中央執行委員會三分の二以上の出席を以て黨大會に代りて黨務を處理する事を得

第十一條　中央執行委員會は一年に一回中央執行委員會之を召集す

臨時必要ある時は中央執行委員長又は中央執行委員三分の一以上の要求ある時は中央執行委員長之を召集す

第十二條　中央執行委員會は黨大會の決議を執行し黨務を處理し黨大會に提出すべき議案を準備し黨大會の召集を決定し黨大會に對し報告を爲す

第十三條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第十四條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる支部に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、解散

第十五條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる府縣支部聯合會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、解散

第十六條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる地方支部聯合會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、解散

第十七條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第十八條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第十九條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第二十條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第二十一條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第二十二條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第二十三條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第二十四條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第二十五條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第二十六條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第二十七條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第二十八條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第二十九條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第三十條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第三十一條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第三十二條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第三十三條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第三十四條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第三十五條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第三十六條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第三十七條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第三十八條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第三十九條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第四十條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第四十一條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第四十二條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第四十三條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第四十四條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第四十五條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第四十六條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第四十七條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第四十八條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第四十九條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第五十條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第五十一條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第五十二條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第五十三條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第五十四條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第五十五條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第五十六條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第五十七條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第五十八條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第五十九條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第六十條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第六十一條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第六十二條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第六十三條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第六十四條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第六十五條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第六十六條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第六十七條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第六十八條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第六十九條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第七十條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第七十一條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第七十二條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第七十三條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第七十四條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第七十五條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第七十六條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第七十七條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第七十八條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第七十九條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第八十條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第八十一條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第八十二條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第八十三條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第八十四條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第八十五條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第八十六條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第八十七條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第八十八條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第八十九條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第九十條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第九十一條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第九十二條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第九十三條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第九十四條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第九十五條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第九十六條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第九十七條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第九十八條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第九十九條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名

第百條　中央執行委員會は黨大會の決議に違反し又は黨の利益を害する行爲ありと認むる黨員中中央執行委員會に對し左の處分を爲すことを得

一、譴責
二、一定の期間黨員たるの權利を停止すること
三、除名